成年年齢引下げによ り生じる問題点

現在、成年年齢は20歳であり、 20歳未満の者が高価な買い 物をするときには原則として親 の同意が必要であり、同意が なければ契約を取り消すこと ができる(未成年者取消権)。 しかし、

成年年齢を20歳から18歳へ 引き下げる民法の一部を改正 する法律が、

2022年4月1日から 施行

されると、18歳から未成年者 取消権を行使できなくなる。

消費者被害拡大のお それ

たとえば、

18歳の誕生日に友人から呼 び出され、「お金が儲かるDV Dがある」と勧誘されて、50万 円を貸金業者から借りて、購 入した。

→実際にはいくらDVDを観て も儲かる話はなく、借金だけ が残った。

【施行前】未成年者取消権を 行使して代金の返還請求。そ もそも未成年者取消権が行使 されるので、未成年者を勧誘 しないことが多い。

【施行後】未成年者取 消権を行使できない。

国の対策

①消費者教育の充実

- 教材の開発、手法の高度化 ・実務経験者の学校教育現場での活用
- 教員の教育・研修
- ・大学、専門学校等と消費生活センターの連携
- 消費者教育推進の体制整備

消費者教育の充実を内容とする高校の新学習指導要 領の全面実施は、2022年とされており、また消費者 教育の具体的手法、内容等は確立していない。消費者 教育を受ける機会や時間も不十分。

問題点

⇒2022年に成年となる若者に間に合わない!!

必要と思われる対策

⇒成年年齢引下げを見据えた消費者教 育を、大至急、充実させるべき!! ⇒若者が消費者教育を受けられる授業 時間や予算の確保など制度的に確保す るべき!!

⇒判断力、知識、経験等の不足につけ 約法に取消権を整備すべき!!

込んで消費者契約を締結させる「つけ 込み型」不当勧誘について、消費者契 ⇒18・19歳への若年者への訪問販売 等の勧誘の際の事業者による知識・経 験・財産状況の確認義務及び違反した 場合の取消権、18・19歳の若年者へ の連鎖販売取引の勧誘禁止の規定を 設けるべき!!

②若年者が被害を受けやすい取引類型の 規制

・消費者契約法(消費者の正当な利益擁護のための法

社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為(不 安をあおる告知や恋愛過剰等に乗じた人間関係の濫用) に対する取消権を追加、事業者の努力義務として個々の 消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提 供することを明示

•特定商取引法(訪問販売や電話勧誘販売など特定の取 引の際に購入者等の利益を保護するための法律)の施 行規則の改正

しかし、

しかし、

お金儲けの難しさを知らない若者をターゲットに「お 金が儲かる」など甘い話で勧誘を受けて締結した契 約など若者の単なる判断力、知識、経験等の不足に つけ込んで締結した契約(「つけ込み型」不当勧誘) は取り消せない。

- ⇒消費者契約法改正法案では不十分
- ⇒特定商取引法施行規則改正法案では不十分

③若年者に対する与信規制

- ・若年者に対する返済能力の調査をより一層適切に行う 事業者の自主的な取組を推進
- •若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与 信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じて より一層消費者被害対策を推進

しかし、

事業者の自主的な取組を推進することや、普及啓発 活動だけでは限界がある。

個人への貸し付けにつき収入の3分の1までに限る (いわゆる「総量規制」)は、貸金業者には適用される が、銀行には適用されない。そのため、銀行が十分な 資力調査をしないで貸付けをするおそれがある。

⇒資力審査の厳格化、銀行系カードロー ンにも「総量規制」を導入すべき!!

④消費生活相談窓口の充実・周知

- ・消費生活相談窓口の充実
- 地方公共団体における消費生活センターの整備
- ・消費者ホットライン188の周知

消費者ホットライン188、消費生活センターの存在とそ の役割について、積極的な広報

神奈川県弁護士会

出前授業





消費生活で困ったときは?

①消費者ホットライン TEL 188(いやや)

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してもらえます。 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

事情をおうかがいし、法令に基づき、解決のためのアドバイス等を受けることができます。

相談員には守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。

②神奈川県弁護士会法律相談センター

関内法律相談センター TEL 045-211-7700(消費者相談は毎週火・金午後1時15分から) 神奈川県弁護士会ホームページ(左記QRコード)

- * 関内法律相談センター以外の相談センターは消費者専門相談は行っていませんが、総合相談、 債務相談などは行っておりますので、ご利用ください。 「法律相談センター」>「相談場所から探す」
- * 弁護士会に講師の派遣を依頼する場合は、講師派遣または出前授業をご利用ください。 講師派遣「法律相談センター」>「弁護士を紹介します!」>「講師派遣」 出前授業 左記QRコード

神奈川県弁護士会消費者問題対策委員会有志作成(2019.1.30)